

オープン
カレッジ

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）が成立し、同月11日に公布された。この2019年改正法は、株主総会資料の電子提供制度などの一部を除き、2021年3月1日に施行された。

会社法の改正

た。株主総会を招集する
場合、会社法上、株主総
会の「場所」を定めなけれ
ばならない。そのため、バ
ーチャルオンリーでの株主
総会の実施は、困難となっ
ている。これに関し、20
21年2月5日、産業競争
力強化法などの改正法案
が、閣議決定され、通常国
会に提出された。この法律
案では、上場会社は、経済
産業大臣および法務大臣の
確認を受けた場合、バーチ
ャルオンリー株主総会を実
施できるとの特例が設けら
れている。

株主総会における議決権
は、株主が会社の意思決定
にかかわる重要な権利であ
る。そのため、環境面の問

強化を目指して

2014年に会社法は、



梶山女学園大学
現代マネジメント学部講師
山本 将成

やまもと・まさなり 商法。
名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程満期退学。法務博士（専門職）。

備、株式交付制度の創設などである。社外取締役の活用に関しては、上場会社などにおいて、社外取締役を置くことを義務付ける、などの改正が行われた。

また、近時、ガバナンスの観点に加え、新型コロナウイルス感染症予防の観点から注目されているのが、バーチャル株主総会である。多くの人が、株主総会の会場に集まれば、「密」が生じる。現下の状況では、密を避けることの重要性は高く、昨年の株主総会においても、さまざまな実務上の工夫がみられた。

席・参加の機会が、拡大するのに資するような、制度設計や運用を、考えていく必要がある。このことは、株主との対話を通じた、ガバナンスの向上に、結び付いていく。

企業活動が、効率よく、かつ、適正に行われるために、ガバナンスがどうあるべきかは、会社法学の課題である。2019年改正法施行後の状況や、各企業の実務的な工夫もふまえながら、企業価値の向上、経済社会の発展のために、より良い制度設計を、考え続けていかなければならない。